

大学院医歯薬学総合研究科 [博士課程]

修了認定の基準

博士課程に4年以上在学し、30単位以上を修得していること

研究指導を受けていること

学位論文の審査及び最終試験に合格していること

課程修了の基準は、上記の修了に係る要件を満たすものとする。ただし、在学期間に関しては、「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科修業年限の特例（4年未満修了）に関する申合せ事項」により承認された者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

学位論文の評価基準

学位論文は査読制度のある学術雑誌に掲載（掲載予定を含む）されたもの又は掲載された内容を含むものであるなど、それぞれの専門分野において評価を受け、認められているものであることを基準とする。

なお、学位論文は各学系の要件を満たさなければならない。

成績評価方法について

1. 成績評価

成績評価は、次の4段階とする。60点未満を「不可」とし、60～69点を可、70～79点を良、80点以上を優とする。

ただし、授業科目によっては、その評価を「修了」又は「不可」とすることができる。

優	80点以上
良	70～79点
可	60～69点
不可	60点未満

2. 成績評価の基準

大学院医歯薬学総合研究科博士課程における成績評価は、授業科目終了時に行われる試験、講義等における発表・討議など授業への取り組み、レポート、小テスト及び研究の成果等を総合的に評価して行う。この総合評価に基づき、60点以上を単位認定基準とする。

「成績評価等に対する問合せ」の対応について

1. 学生は、成績評価等に対する疑問などがある場合には、授業担当教員又は教務担当係に対して成績評価の方法及び内容等について問い合わせることができる。
2. 授業担当教員等から十分な回答が得られない場合には、学務委員会に申し出ることができる。
3. 学務委員会は、上記の申し出があった場合は、調整等を行うものとする。

大学院医歯薬学総合研究科 [修士課程]

修了認定の基準

修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得していること
研究指導を受けていること
学位論文（修士論文）の審査及び最終試験に合格していること
課程修了の基準は、上記の修了に係る要件を満たすものとする。ただし、在学期間に関しては、「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科医歯科学専攻早期修了に関する申合せ事項」により承認された者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

学位論文（修士論文）の評価基準

自ら推進した課題研究を論理的にまとめたものであり、多角的な評価に耐えうるものであること。

成績評価方法について

1. 成績評価

成績評価は、次の4段階とする。60点未満を「不可」とし、60～69点を可、70～79点を良、80点以上を優とする。

ただし、授業科目によっては、その評価を「修了」又は「不可」とすることができる。

優	80点以上
良	70～79点
可	60～69点
不可	60点未満

2. 成績評価の基準

大学院医歯薬学総合研究科修士課程における成績評価は、授業科目終了時に行われる試験、講義等における発表・討議など授業への学生の取り組み、レポート、小テスト及び研究内容等を総合的に評価して行う。この総合評価に基づき、60点以上を単位認定基準とする。

「成績評価等に対する問合せ」の対応について

1. 学生は、成績評価等に対する疑問などがある場合には、授業担当教員又は教務担当係に対して成績評価の方法及び内容等について問い合わせることができる。
2. 授業担当教員等から十分な回答が得られない場合には、学務委員会に申し出ることができる。
3. 学務委員会は、上記の申し出があった場合は、調整等を行うものとする。